

景観の社会的意味

高山啓子*

Sociological Approach to Landscape

Keiko TAKAYAMA

要 旨

景観に対する見方や景観の定義は、景観を語る文脈や立場によって異なっており、景観に対する働きかけ方も同様に異なっている。さらに言えば、現在私たちの社会で「景観」と呼ばれているものをどのように見るかは、どのような社会に生き、どのような立場に立っているかによっても異なってくる。本稿では「景観」という概念がどのような意味や文脈で用いられてきたのか、そして「景観」概念とその意味がいかに社会の中で構成されてきたかを明らかにしたい。

まず第一に景観と類似しているが区別されるべき概念である「風景」概念との共通点と相違点を示し、それによって現在の「景観」や「風景」といった観念がいつどのように形成され区別されるようになったかを明らかにする。次に「景観」という概念が含んでいる社会性、景観思想、「良い景観」と「悪い景観」を区別する基準は何であるのか、景観はどのように社会「問題」となるのか、どのように「論争」されるのか、こうしたことに注目することで、「景観」の社会的意味がどのように作り上げられるかを明らかにする。最後に現在の社会で主に用いられているさまざまな景観の意味と景観に対する働きかけの実践がどういったものであるかを示す。

キーワード：景観、景観問題、景観まちづくり、観光資源、社会的構築概念

1. はじめに

景観への関心は観光、都市計画、建築、生活環境や歴史的環境や自然環境の保全といったさ

*准教授 社会学

まざまな文脈で語られ、また「景観保全」や観光資源としての扱いも含めて「景観まちづくり」といった言葉で景観に対する具体的な働きかけの実践も数多く行われている。日本国内では1970年代から全国各市町村において「景観条例」が制定され始め、歴史的景観や自然景観の保存と保全、都市景観の計画と形成といったさまざまな取り組みが行われてきた。2004年には景観法が制定され、こうした各自治体の取り組みに法的根拠が与えられたといえる（西村2005a, p.9）。

しかしながら景観に対する見方や景観の定義は、景観を語る文脈や立場によって異なっており、景観に対する働きかけ方も同様に異なっている。さらに言えば、現在私たちの社会で「景観」と呼ばれているものをどのように見るかは、どのような社会に生き、どのような立場に立っているかによっても異なってくる。しかしこうした語りや実践において明確な定義はないにしても「景観」という言葉に共通に含意されているのは、その視覚性である。見る者がいて、「見られる対象としての景観」が存在する。誰が見るのか、そしてどのように見るのかということが、景観について考えるうえでは欠かせない点である。

本稿ではこうした「景観」という概念がどのような意味や文脈で用いられてきたのか、そして「景観」概念とその意味がいかに社会の中で構成されてきたかを明らかにしたい。

まず第一に景観と類似しているが区別されるべき概念である「風景」概念との共通点と相違点を示し、それによって現在の「景観」や「風景」といった観念がいつどのように形成され区別されるようになったかを明らかにする。次に「景観」という概念が含んでいる社会性、景観思想、「良い景観」と「悪い景観」を区別する基準は何であるのか、また景観はどのように社会「問題」となるのか、どのように「論争」されるのかに注目する。景観の定義や価値はこうした「景観問題」の議論の中で共通認識が作り上げられ、さらにその共通理解が明文化されることによって、景観条例や景観法が制定されてきたといえる。最後に現在の社会で主に用いられているさまざまな景観の意味、特に生活環境としての景観、自然環境としての景観、文化・歴史的集積物としての景観、建築・デザインの観点からの景観、観光資源としての景観に注目し、また景観に対する働きかけの実践としての「景観まちづくり」について述べる。

2. 景観と風景

(1) 景観と風景の相違点と共通点

景観とは何かということが論じられるときに、多くの議論の中ではまず「風景」という概念との区別が行われる。類似した概念でありながら、景観と風景は異なった意味を持ち、区別さ

れるべきものとして捉えられている。それでは、景観と風景という概念はそれぞれどのような意味合いをもって用いられ、これらにはどのような相違点があるといえるのだろうか。

「景観」という用語自体は地理学の概念として用いられてきたもので、言い換えれば科学的、客観的概念として用いられてきたのである。日本において「景観」という用語は明治時代に Landshaft の訳語として考案され、1930年代に地理学の概念として用いられるようになった。その際「景観」が指しているのは「地表の可視的形象」（後藤 2007, p.50）のことであり、この意味で地理学において「景観」という言葉を用いるときにはそうした地表の形象を作り上げる要素を分析的に捉えようとしているのである。このように科学的概念であるからこそ景観には客観性が含まれていると見なされ、良い景観／悪い景観とは何かといったように景観を問題にするときになんらかの「客観的基準」が求められることになる。

また風景とは異なり、景観はコントロール可能なものという意味合いを含めて用いられる。風景には山や海、森林といったいわゆる自然の風景だけでなく、「町の風景」「都市の風景」というように人工物を含むものも指すことがあるが、たとえ人工物を含んでいたとしても「風景」という言葉を用いた途端に、それはそこに存在し人工的に変更しがたいものという意味合いが出てくる。景観は客観的にコントロール可能なものであるからこそ、都市計画や「まちづくり」といった行政で用いられる概念となっているといえる。

こうした「景観」の概念に対して、「風景」は文芸的、主観的概念、あるいは日常的な概念として用いられているといえるだろう。風景は文学の中で語られ、絵画として描かれ、写真に撮られるものであり、その美しさ（あるいは珍しさ）に注目がなされ、眺められ楽しめるのである。風景を文学的に語る（あるいは描いたり写真に撮ったりする）のであれば、その風景の美しさはその社会における「共感」のレベルをクリアできていれば問題ない。また実際に共感が得られなくとも、語り手の主観的基準によるものとして、美しさを語ることはできる。例えば「日本八景」といったような風景のリストは、美しい（または何らかの価値ある）風景としてその社会において共感を促す装置となっている。

このように現在では明らかに景観と風景は区別されるべき概念と見なされているが、注意しなければならないのは、ある目に映る世界を「風景」と見なしたり、「景観」と見なす、その見方が特定の社会の中で歴史的に形成されてきたということである。

では景観と風景という概念が持つ共通点とは何であろうか。両者の共通項はその視覚性であるといえる。見る者がいて初めて、ある場所は景観もしくは風景となりうる。その見る者の見方の違いによって、ある場所は「景観」もしくは「風景」となるのである。次に景観／風景の見方がどのように変化してきたのか、日本における見方の変化と西洋における見方の変化を述

べていこう。

(2) 景観／風景の見方の変化

日本において風景の見方は社会の近代化とともに大きく転換したといえる。西田正憲は日本における伝統的風景観を「宗教のまなざし」「神話のまなざし」「文芸のまなざし」の三つに分けている（西田 2004, p.28）⁽¹⁾。こうした見方では現在の私たちが「風景」と呼んでいる対象は信仰や物語と関連づけて認識されることになる。むしろこれはそうした対象を「風景」として見ているわけではないというほうが適切であろう。このことは後で述べる西洋的風景観と関連してくるが、見る「対象」ですらないともいえる。

こうした伝統的風景の見方が転換したのは、明治期以降に近代西洋的な風景に対する観点が輸入されたことによる。近代西洋的風景観は地理学を中心とした科学的視点を持つものであり、ここで日本の風景の見方に科学的な「景観」という視点が加えられたといえよう。

西洋における風景の観念は 16 世紀の近代初頭に出現する（Berque 1990, p.53）。このことは風景画の出現と切り離して考えることはできない。この時期に自然の表現を中心とする風景画が描かれるようになり、それ以前の絵画における聖書や神話等の物語を表現する要素としての景色、人物の背景とは異なり、風景を風景としてとらえる絵画が登場した。風景画は絵画の主題自体が風景なのである。つまりこれによって絵画における風景は地から図へと姿を変えたといえる。さらに西洋の絵画において重要なのは、遠近法という技術の発明である。遠近法が可能にしたのは、ある一つの視点（一人の主体）から見た光景を、客観的に（幾何学的に）画面上に再現するということである。見る主体が絵のこちら側に存在し、あちら側には見られる対象としての風景が存在する。

このように遠近法という技術は世界を客観的に捉えることができ、それを客観的に表現できるという近代西洋的信念を生み出す。つまり西洋における風景は見られる対象であるが、それは近代的主体によって見られる対象なのである。さらに見られる対象としての風景は、近代的主体に対する「環境」と位置づけられ、技術によってコントロール可能な対象として捉えられるようになっていく。このように絵画においては「風景」として捉えられていたものが、科学的技術的にコントロール可能な「景観」として捉え直されたのである。そしてこうした近代西洋的な見方が、明治期以降、日本に輸入されてきたのである。

以上述べてきたように、現在「景観」「風景」と呼ばれているものもさまざまな意味を持ち、時代の変化の中でその意味合いも変化してきている。それでは現在「景観」と呼ばれ、語られているのはいったい何であるのか。次に「景観」概念が持つ意味合いと、その変化、またどう

いったときに「景観」が論じられその意味が争われるのかを見ていこう。

3. 社会的構築概念としての景観

(1) 景観とは何か

現在、景観と呼ばれているものはどういったものであろうか。若林幹夫は「景観」には見いだされるもの、作り出されるもの、メディアという3つの側面があると述べている（若林2004, pp.164-172）。見いだされるものというのは、まさに誰かが見て初めてある場所は景観になりうるということである。人が見ることによって景観は人や社会の前に立ち現れるのである。また作り出されるものというのは、人間の手によって作り出されてきたさまざまな人工物、自然の加工によって景観が構成されているということの意味する。またメディアとして景観を捉えるというのは、「原風景」や「ナショナルシンボル」のように景観が個人や集団のアイデンティティとなりうるということの意味している。人に見いだされて初めてある場所は景観として見られるようになるということ、また人の手によって作られ変化していくということを考えると、景観概念の絶対的、客観的定義というものはないといえる。

また景観は客観的概念と捉えられてはいるが、ただ客観的に分析されるだけの対象ではない。景観が論じられるときには常にそこに「良い景観／悪い景観」「美しい景観／醜い景観」「好ましい景観／好ましくない景観」といった評価、判断をともなっている。しかしながら「良い／悪い」「美しい／醜い」を科学的客観的に判断するのは困難である。さらに「好ましい／好ましくない」ということになると、個人の主観的評価がかなりの割合を占めてしまうともいえる。例えば工業化による社会経済的発展を目指す社会では、煙の立ち上る工場が並ぶ景観が社会の経済発展を象徴するものとして「好ましい」と思われるかもしれないが⁽²⁾、現在の私たちにとってはそうした景観は「公害」や「環境破壊」を連想させる「好ましくない」ものと映るであろう。つまり良い景観／悪い景観についての絶対的、客観的評価、判断基準というものはないといえる。

景観とは何かということが語られたり論じられたりすることによってその都度、景観概念は規定され、またこれは良い景観である、悪い景観であると評価、判断されていく中で、良い景観／悪い景観の基準は作られていく。つまり景観概念も景観の評価、判断基準も社会的に構築されていくものと考えられる。またそれは特定の社会の価値を反映したものであるということである。

(2) 景観思想と社会状況

景観とは何か、何が良い景観で悪い景観かといった景観に対するとらえ方、また景観に対する働きかけ方はその社会の価値観を反映している。これは、ある時期のある社会の景観を見ることによって、その社会の価値を知ることができるということでもある。

例えば明治期以降の日本における景観思想の変遷を見ると、日本の社会状況の変化を見て取ることができる（後藤 2007, pp.54-62）。後藤春彦によれば明治期の景観思想は都市景観の欧米化を目指す「美観思想」と復古的ナショナリズムに基づいた歴史的環境保全を目指す「風致思想」の対立構造にあった。これは日本社会の欧米化を目指す価値観と日本の伝統を守ろうとする価値観とのせめぎあいをそのまま反映しているものといえよう。実際この時期には、美観思想に基づいて「銀座煉瓦街」などが建設され、風致思想に基づいて「古社寺保存法」などが制定されている。これが大正から戦前までの昭和期になると、都市化の進展にともなう市街地の拡大により都市景観が大きく変化し、それに対応して「都市計画法」や「市街地建築物法」が制定される。

戦後、高度経済成長期においては経済成長を優先させた開発との関係の中で、景観に対するとらえ方が大きく変化する。ひとつには1964年の東京オリンピック開催にともなって、対外的に東京のイメージを向上させるための「都市美運動」が展開された。この都市美運動は具体的には道路清掃や花を植える活動といった形で行われた。またさまざまな公害が社会問題化し、公害による環境破壊に対する運動が行われ、さまざまな保全制度が成立した⁽³⁾。

このように社会の状況や価値の変化は、景観それ自体と景観思想に反映されており、また逆に言えば、ある特定の時期のある社会の景観がどのようなものかによって、その時期の社会の状況や価値がわかるのである。

(3) 景観概念の構築—景観問題と景観条例・景観法—

景観とは何か、何が良い景観で何が悪い景観であるのかが直接的に議論され、社会においてその共通認識、共通理解が形成されるきっかけとなる現象が、景観問題や景観論争、あるいは景観に関する裁判などである。つまりこうした現象から景観概念や景観の評価、判断基準の「構築」⁽⁴⁾の過程が明確にわかるといえる。

景観について問題化される場合、それは典型的には「これは良い景観か悪い景観か」といった争いの形で現れる。その場合、良い景観といっても、生活環境として良い景観、自然環境として良い景観、歴史的環境として良い景観、デザイン的観点からの良い景観というように、可能性としてさまざまな「良さ」が存在する。

あるいはこれはまた「この景観を保護するか、開発をするか」といった争いの形にもなりうるが、結局は現在のこの景観が残すべき良いものなのか、開発して形を変えてもよいのかまたは開発をするほうが良い景観になるのかというように、良い／悪いの形に変換することができるものとなっている（安彦 2004, p.222）。景観論争という文脈においては、景観保全＝善、開発＝悪というイメージを持ちがちだが、必ずしもそうはならない場合も当然出てくる。例えば開発あるいは再開発によって都市の美観を形成しようとする場合、開発によって美しい景観の形成が目指されるのであり、それは開発によってより良い景観を作り出すことを意味している。

このように景観問題や景観論争といった議論の中で、景観についての社会的な共通認識や価値観が形成され、さらにそれが明文化されて景観条例や景観法といったものが制定されていくのである。しかしもちろんこうした条例や法は普遍的に景観を定義するものではなく、ある特定の社会の景観に対する見方を表しているものである。

景観に対する見方が論争の中で作られ、さらにそこから法や条例が制定された例としては京都における景観問題があげられる（大西 1992）⁽⁵⁾。1960年代から70年代にかけて、京都では市街地の再開発と周辺地域の開発が計画される。この当時、京都の市街地は「京都らしさ」といったものを表す町家群が失われ、多くのビルが建設されることによって周囲の山並みへの眺望は失われ、歴史的建造物もビルの中に埋もれつつあった。

こうした状況下、住民によって、日照、通風、プライバシー等のほかに景観も含めて問題とする、高層ビル建設反対運動が起こる（大西 1992, p.150）。そしてその紛争の調停などをもとにして、京都市は1972年に「京都市市街地景観条例」を制定した。大西國太郎によれば、この際京都市民の世論と市街地景観条例制定に影響を与えたのは京都市美観風致審議会の働きであり、1971年に開催された「景観シンポジウム」において打ち出された景観問題を環境問題の一環として捉える姿勢であった（大西 1992, pp.151-152）。つまりこのとき京都の景観問題が議論される中で、行政による市街地の保存、開発の構想、住民による生活環境を守ろうとする運動、学識経験者と市民による景観を環境として捉える意見によって、京都市のあるべき景観についての市民の共通理解が作り上げられ、さらにそれが条例という形で明文化されたのだといえる。

こうした景観条例は全国各地の自治体において制定され、現在まで増え続けてきた。しかし条例自体が規制力を伴っていなかったり、根拠となる法がないために景観に関する利益や権利が裁判で争われても判断があいまいであった。2004年の景観法の成立は、各自治体の景観行政における景観の規制や形成に対して法的根拠を与えるものであり（西村 2005a, p.9）、また

この景観法の成立によって、景観とはどのようなものか、どのような価値があり、それに対してどのような態度をとるべきなのかといった国としての（つまり国民の）共通理解が形成されたといえる。

しかし景観法が成立してもなお、景観が具体的にどのようなものであるべきで、良い景観とはどのようなものかということに関する、全国の共通基準が作り上げられたわけではない。それは景観というものの自体がもつ性質によるものである。ある社会の景観は、その社会の価値観、産業構成、歴史、気候などのさまざまな自然条件といったものが積み重なって作り上げられるものである。そうであるならば当然、ある地域社会の景観にはその地域社会の特色が色濃く反映されているといえる。つまり景観は地域の独自性といったものと切り離して考えることができず、各地の景観自体は多様なものでありうる。したがって全国共通の基準や規制を設ければ、それが地域独自の景観を損ねてしまう可能性も十分出てくるのである。あるいは「良い景観」があくまでも相対的なものでしかないために、具体的な「この景観」が良いものか悪いものかはその都度、その社会において判断されていかなければならない。

つまり景観が国民あるいは地域住民にとってどのような存在であるかのとりあえずの共通理解は作られたとしても、具体的なあるべき景観の姿はその都度検討され、合意のもとに景観に対する規制や景観の形成が行われることになるのである。さらに言えば、どのような観点から景観というものをとらえるかも多様でありうる。最後に景観のさまざまな捉え方を概観し、景観に対する働きかけ方として主に「景観まちづくり」がどのようなものであるのかを述べる。

4. 景観のさまざまな意味と景観への働きかけ

(1) 景観のさまざまな意味

景観がどのような意味を持っているかは、どういった観点あるいは立場から景観を見るかによって異なっている。現在、景観が語られたり争われたりする文脈としては、地域住民にとっての生活環境としての景観、保全すべき自然環境としての景観、文化・歴史的集積物としての景観、建築・デザインの観点からの景観、観光資源としての景観などがあげられる。

1) 生活環境としての景観

日常生活を送る住民にとっては、居住地域の景観とは自分たちの生活環境である。大気汚染、悪臭、騒音、振動、日照の阻害などが生活環境を損なうのと同様に、地域の景観が損なわれることは生活環境が損なわれることを意味する。また景観が地域社会のさまざまな特性（文化、歴史、産業、自然など）によって独自ものとして形成されているということは、景観は地域の

アイデンティティを形成しているということでもある。すなわち景観が損なわれることは、自分たちの生活する地域のアイデンティティが損なわれるということの意味する。さらに居住地域の景観が特定の価値を持つことによって、資産価値といった利益と結びついている可能性がある。この場合、その景観が破壊されることによって損害が生み出されるということになる。

景観法の制定後も、個別の景観を個人や地域の権利、財産と見なすかどうかの判断は確定されておらず、今のところこれらは各事例における個別の判断に委ねられているといえよう（宇於崎 2005, pp.36-37）。

2) 自然環境としての景観

自然環境として景観が語られるときには主に保全、保存されるべき対象という意味が付随していると考えられる。自然景観と言われるときに注意すべき点は、人の手が全く加えられていないという本来の意味での自然の景観を指している場合と、人工的に管理されているが人工的建造物などではない農地などのいわゆる「自然」として語られるものも含めている場合があるということである。前者は気象や地理といったといった自然的条件によって形成されるものであり、後者はその地域の生活の特性によって形成されるものである。

ただし厳密な意味での自然保護運動を除けば、いずれにしる自然景観や自然環境としての景観が問題にされる時、両者にはあまり違いがないともいえる。例えば「開発」するかどうか問題になる際には「自然」なのだからこの景観を保全、保存すべきという主張として現れるものであり、また一方で「自然」を「都会」に対比させることによって積極的に自然景観を観光資源として利用しようとするという立場もありうる。

3) 文化・歴史的集積物としての景観

景観をその地域の文化と歴史の集積物として見る捉え方はこれまで述べてきたとおりであり、それゆえに景観は地域の独自性、アイデンティティを表すものと見なされる。しかし特に景観の文化や歴史性が強調される場合にはまた、文化や歴史の保存という意味合いが含まれてくる。

個別の建造物等を文化財として保存、保護するという観点は古くからあったが、歴史的町並みとして地域一帯を保全するという動きは1970年代頃から徐々に行われるようになってきたものである⁽⁶⁾。歴史的町並みの保存は特に目に映るものとしての景観という側面にのみ着目されているわけではなく、文化財保護法における「伝統的建造物群」という語が示すように、保存の実質的な対象は建造物などの人工物ということになる。

4) 建築・デザインの観点からの景観

自然景観を除いて、通常主に景観を構成しているのはさまざまな建築物である。建築、デザ

イン的観点から景観を見る場合、現状の建築物をどう評価するのか、つまりこの景観を構成するものとして良いものなのか悪いものなのか、また新たに建築する場合、それが周囲の景観に調和するものであるかどうかといったことが問題になる。また個別の建築物だけでなく、地域景観自体のデザインという観点もありうる。その場合、その地域の景観全体の統一、調和がはかられているのかといったことに注目がなされる。例えば建築物の高さや色彩の問題、電線を地中化するかどうかといった問題がこれである。

こうした観点に関しては、景観条例などでかなり詳細にあるべき景観像とそれを形成するための規制項目が定められていなければ、「調和」や「統一」に関する合意と実現は難しいものと思われる。建築物の所有者や建て主の利害と、周囲の景観との調和をはかることが必ずしも一致しない可能性は大いにある。

5) 観光資源としての景観

自然景観にしても都市景観にしても、観光やその他の商業活動のために景観を積極的に活用しようという立場もある。これは観光客や買い物客を引きつける要素として、景観を捉えようとするものであり、また今あるものを活用するだけでなく、観光客や買い物客にとって魅力ある景観を積極的に形成しようとするものでもある。形成される景観がその地域の自然や歴史を反映しているものもあれば、テーマパークや商業施設のようにそうしたものと全く関係なく新しく作り上げられる場合もある。いずれにしても、その景観を見たい、あるいはその景観の中に自分を置いて、観光、買い物、遊びといった活動をしたいたいと思わせるような景観の形成が求められるのである。観光客の誘致を目的とする地域の「まちづくり」は「観光まちづくり」と呼ばれ、そうした観光まちづくりの中で景観は「訪問者に“まち”のイメージや個性を伝えるために整備される」(安村 2006, p.138) のである。

しかしながら景観を観光資源として利用した場合、観光客の増加とそれにとまなう交通量や廃棄物の増加などによって元の景観を变形、破壊する可能性もはらんでいる。また本来、その地域の文化や歴史や自然を反映した景観であったものを観光客の需要や期待に応じて過度に变形してしまうという可能性もある。観光資源として景観を利用しようとする場合には、こうした問題点といかに折り合いをつけるかが課題となる。

以上、五つの観点からの景観の意味を見てきたが、これらはそれぞれ重なっている部分もあり、完全に独立して考えられるものではないということには注意しておくべきであろう。

(2) 景観への働きかけ—景観まちづくり—

さまざまな観点や立場によって景観はそれぞれ異なった意味を持ちうるが、観点や立場の違

景観の社会的意味

いによって、景観に対する態度や働きかけ方もまた異なっている。自然景観の保全、歴史的景観の保全といったものに加え、近年では各地域における景観に対する積極的な働きかけは「景観まちづくり」⁽⁷⁾と呼ばれる都市、地域整備の一部として行われている。

「まちづくり」という言葉自体はさまざまな形で用いられており、厳密に定義されているわけでない。しかしこの言葉には、道路の敷設、区画整理、公共施設の建設というような公共事業による都市、地域整備といった単なる都市計画だけでなく、生活環境や文化、歴史、自然等にもとづく地域の独自性を確立させることによる地域振興といったことも含意されている。特に「景観まちづくり」と言う場合には、景観の整備、形成を通してこうした「まちづくり」を行うというものである。景観まちづくりは1960年代から70年代に歴史的町並み保全という形で始められたが、70年代末からは歴史的価値の認められる町並みばかりでなく、一般的な市街地の景観づくりとして行われるようになる（社団法人日本建築学会編 2005b）。現在の景観まちづくりは景観法の制定も受けて、こうした一般的なまちの「景観まちづくり」として幅広く行われているものである。

5. 終わりに

以上述べてきたように「景観」は異なる立場や観点によってさまざまな意味で用いられ、その意味も変化してきた。また景観に対する働きかけ方もさまざまなものがありうる。現在の日本社会においては景観法の制定によってある程度の景観の価値や存在意義に関する合意が形成されているともいえるが、個別の地域景観のあるべき姿や、良い景観とはどのような景観であるかといった判断はその都度議論され、各地域で合意が形成されなければならない。

しかしこれはまさに、ある地域の景観はある地域独自のさまざまな要素によって構成されているがゆえに景観は各地域ごとに異なっているという、景観が持つ多様性という特質から必然的に導き出される事態なのである。さらに、全く人の手が加えられていない自然景観を除けば、景観は人間のさまざまな営みの上に作り上げられるものであり、その意味でまちづくりの一部として積極的に景観を形成するという活動が行われているのも自然な流れであるといえるだろう。

注

(1) 西田は「わが国の自然景は、古代から中世にかけては、宗教のまなざしでとらえられた信仰の地、神

話のまなざしで捉えられた伝説の地、文芸のまなざしで捉えられた歌枕の地で編成されていた」(西田 2004, p.28) と述べている。

- (2) 飯島伸子 (飯島 2000, pp.79-80) によれば、大正時代の小学校の国語読本には煙突から煙が立ち上る大阪の工場地帯の挿絵が入れられ、大阪の工業による繁栄が伝えられている。これは煙の上がる工場地帯の景観が、繁栄を象徴する好ましいものと見なされているということであろう。
- (3) 1967年に公害対策基本法が制定されたのを初めとして、自然環境保全部法 (1972年)、都市緑地保全部法 (1973年)、生産緑地法 (1974年) などが制定され、また1971年には環境庁が発足した。
- (4) ここでは「構築」という概念を用いているが、厳密に社会問題の構築主義的研究という立場をとっているのではなく、ある語 (例えば「景観」) が何を指すか、またどういった用法で用いられるかは、社会のメンバーによって作られ (続け) るというエスノメソドロジー・会話分析の観点によるものである。中河伸俊は社会問題のカテゴリーが会話分析における成員カテゴリー化装置の社会問題版であると述べている (中河 1999, p.30)。
- (5) 京都における景観問題は本稿で例に挙げた1960年代から70年代のもの (第一次景観論争) だけでなく、その後1990年代にも京都駅ビル建設や京都ホテルの高層化等を問題にした第二次景観論争などがあり、繰り返し議論されてきた。
- (6) 法的には1975年の文化財保護法改正によって、新たに「伝統的建造物群」が保存の対象となった。
- (7) 「景観まちづくり」という用語は行政において頻繁に用いられており、国土交通省のホームページ (「景観まちづくり」 <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/index.html>) でも「都市・地域整備」の下位カテゴリーとして「景観まちづくり」というページが置かれている。しかしここでは「景観まちづくり」とは何かという明示的な説明はなされていない。

参考文献

- Berque, A., 1990, 篠田勝英訳, 『日本の風景・西欧の景観—そして造景の時代』, 講談社
- Foucault, M., 1966, *Les Mots et les Choses*, =1974, 渡辺一民, 佐々木明訳, 『言葉と物—人文科学の考古学—』, 新潮社
- 後藤春彦, 2007, 『景観まちづくり論』, 学芸出版社
- 飯島伸子, 2000, 『環境問題の社会史』, 有斐閣
- 柄谷行人, 1988 ← 1980, 『日本近代文学の起源』, 講談社
- 中河伸俊, 1999, 『社会問題の社会学—構築主義アプローチの新展開—』, 世界思想社
- 西田正憲, 2004, 「自然観光における観光のまなざしの生成と発展」, 遠藤英樹, 堀野正人編著, 『「観光のまなざし」の転回—越境する観光学—』, 春風社
- 西村幸夫編著, 2005, 『都市美—都市景観施策の源流とその展開—』, 学芸出版社
- 西村幸夫, 2005a, 「序説—景観法の意義と自治体のこれからの課題—」, 社団法人日本建築学会編, 2005, 『景観法と景観まちづくり』, 学芸出版社
- 西村幸夫, 2005b, 「都市美創出の道筋をたどる—『都市美』とは何であったか, 『都市美』とは何であり得るか—」, 西村幸夫編著, 『都市美—都市景観施策の源流とその展開—』, 学芸出版社
- 大西國太郎, 1992, 『都市美の京都—保存/再生の論理—』, 鹿島出版会
- 佐藤健二, 2004, 「近代日本の風景意識」, 松原隆一郎他『〈景観〉を再考する』, 青弓社

景観の社会的意味

- 社団法人日本建築学会編, 2005a, 『景観法と景観まちづくり』, 学芸出版社
- 社団法人日本建築学会編, 2005b, 『景観まちづくり』, 丸善
- 下村彰男, 2005, 「日本における風景認識の変遷—近代における自然の風景の発見と価値づけ—」, 西村幸夫編著『都市美—都市景観施策の源流とその展開—』, 学芸出版社
- 田村明, 2005, 『まちづくりと景観』, 岩波書店
- 土岐寛, 2005, 『景観行政とまちづくり—美しい街並みをめざして—』, 時事通信社
- 宇於崎勝也, 2005, 「『景観権』の確立に向けて景観法をどう活かすか」, 社団法人日本建築学会編, 2005, 『景観法と景観まちづくり』, 学芸出版社
- Urry, J., 1995, *Consuming Places*. =2003, 吉原直樹, 大澤善信監訳, 『場所を消費する』, 法政大学出版局
- 若林幹夫, 1995, 『地図の想像力』, 講談社
- 若林幹夫, 2004, 「都市の景観／郊外の景観」, 松原隆一郎他, 『〈景観〉を再考する』, 青弓社
- 安村克己, 2006, 『観光まちづくりの力学—観光と地域の社会学的研究—』, 学文社
- 安彦一恵, 2004, 「『良い景観』とは何か」, 松原隆一郎他, 『〈景観〉を再考する』, 青弓社